結婚シーズンを迎えて

○内縁について

菊かおる秋。多くの若い人たちが、親せきや知人の祝福を受けながら新しい人生の門出を迎える結婚の季節でもあります。最近は、結婚式やひろう宴などのやり方もさまざまで、結婚する二人に最もふさわしいものであるように、いろいろなくふうがこらされているようです。

しかし、いうまでもないことですが、法律のうえでは、結婚はこうした式やひろう宴を開き、二人が同居しただけで成立するものではありません。法律的には二人が市町村役場の戸籍係に婚姻の届出をして、はじめて正式な結婚として認められるのです。

世の中には、夫婦として共同生活していながら、いろいろな事情で婚姻の届出をしていないために、法律上は婚姻した夫婦として認められない人たちが大ぜいいます。このような夫婦の関係を内縁といいますが、夫婦が内縁のままで過ごしますと社会生活をするうえでいろいろ困った問題が起こりがちです。たとえば、婚姻届けを出し、法律上正式の夫婦と認められている場合には、夫が夫婦の関係を解消したいと思っても、妻が協議離婚届けを出すことを承諾するとか、或は、裁判所が離婚事由があると認めて離婚を命ずる裁判をするとか、一定の手続をふむ必要があり、自分の意思だけで妻と離婚することは許されておりません。しかし内縁の場合には、婚姻届けがされておらず、法律上は正式の婚姻とは認められていないので、このような保護は与えられていません。内縁の妻の地位はそれだけ弱いものといえます。このほか、同居していながら夫と妻の氏は別々ですし、子どもが生まれても、その子は婚姻中の夫婦から生まれた子（嫡出子）にはなれません。また、内縁の夫婦はお互に相続権がないので、夫が突然の事故などで死亡したときにも、内縁の妻は夫の遺産を相続することはできないということが起ります。

このように、内縁であることによって、自分だけでなく、子どももさまざまな不利益を受けますが、いろいろな事情から婚姻の届出をしないでいる夫婦も多いようですので、このような場合には、その子をだれが養育するか、養育費をだれが負担するかなどの事柄についても調停を行ない、子どもの将来の生活に不安を残さないように配慮します。

○内縁の夫婦の不和と調停

内縁の夫婦についても、夫婦が円満な生活を送り、平和な家庭が保たれる必要があることは、婚姻関係にある夫婦にまさるとも劣らないものがあります。不幸にして夫婦の間にもめごとが生じ、円満を欠くような状態になった場合には、家庭裁判所に調停の申立てをすることができます。家庭裁判所では、夫婦双方や関係人から事情を聞くなどして不和の根本の原因を探すとともに、必要な助言や援助を与えて、当事者が自主的な話合いで円満に問題を解決できるように調停を行ないます。その際、事情によって正式の婚姻の届出が遅れていることについても取り上げ、婚姻届けを出すように勧めるなどして、当事者に正式な婚姻関係ができるように援助することもあります。不幸にして円満な解決が困難で、内縁関係を解消するしか道がない場合でも、夫との今までの生活に、妻がどの程度の貢献を果したかなどいろいろな事情を考慮して、相当な額の財産を分与するよう説得するなどの努力が払われることもあります。また夫婦間に未成年の子のある場合には、その子をだれが養育するか、養育費をだれが負担するかなどの事柄についても調停を行ない、子どもの将来の生活に不安を残さないように配慮します。

○結婚をしたらすぐ届出を

内縁の夫婦は、正式に婚姻した夫婦に比べれば法律の保障が十分に受けられないために、夫婦自身にとっても、その子どもにとっても、いろいろと不幸な結果が生ずることがあるのは、今まで説明したとおりです。このような結果をさけるためには、婚姻届けをするのが最善の方法ですから結婚した以上、できるだけ早く婚姻の届出をしたいものです。しかし内縁の状態で、もめごとがなくても家庭裁判所に申立てをしなければならない問題のあるときは早めに家庭裁判所を利用なさるようにお勧めします。

村内愛好者が多数参加　剣道クラブ結成

去る七月三日、岩室村役場において村内の高校生をはじめ、一般の愛好者三十数名が参集し、剣道クラブの設立総会を開催いたしました。

クラブでは早速防具十組を新調するとともに講師の依頼などに奔走し、会の運営に万全を期しています。

練習は、九月から毎週火曜、土曜日の七時半から九時までとし、役場体育館で行ないます。主任講師は井上先生外をお願いしてあります。さらに村民一般の方々の多数の参加を歓迎しますので、希望の方はクラブ員または、公民館に申し出て下さい。

野犬放し飼い犬の一掃運動月間実施

近年依然として犬による人畜及び作物等の被害が絶えず生活環境上大きな不安を与えております。

その対策の一環として九月一日から九月三十日を野犬放し飼い犬の一掃運動月間として正しい犬の飼い方の普及について県民運動を展開することになりました

不用犬の引取り期日

月日	時間	場所
9月11日	午前8時30分～午後2時	岩室村役場 社会福祉課
9月30日		

9月の保健衛生事業

区分	百日咳，ジフテリア，破傷風，3種混合ワクチン		場所	日時
対象者	1期1回目	昭和46年6月1日～47年5月30日生れまでの者	岩室役場	9月1日 午後一時より
	1期2回目	昭和46年6月1日～47年5月30日生れまでの者	岩室役場	9月22日 午後二時まで
	2期2回目	昭和45年7月1日～46年5月31日生れまでの者		

おめでた　おくやみ　8月19日まで

婚姻の部

氏名	新住所
岡崎（豊永）芳正	岩室
田中（高橋）一郎 ハツイ子	和納1

出生の部

氏名	生年月日	保護者	部落
佐藤晴樹	7・1	世記	南谷内
岡島主浩	7・15	強	高畑
高橋佐登子	7・20	英夫	金池
小林由夏	7・27	雅晴	和納6
中田裕美	7・29	耕栄	南谷内
竹内智美	8・5	正	和納4
宝力真美	8・8	貢	間瀬5
遠藤昭子	8・11	幸昭	間瀬2

死亡の部

氏名	年令	死亡月日	世帯主	部落
宮川スミ	59	7・19	祝之助	間瀬6
杉田ソカ	71	7・22	秀雄	間瀬
三富マキ	90	7・22	富雄	樋曽
竹内哲也	10	8・5	哲男	間瀬7
川村金一	41	8・14	龍一	西船越
柏木伝吉	83	8・17	熊雄	間瀬3